

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

ゴルフ場利用税は都道府県税として納付されその7割がゴルフ場の所在市長村にゴルフ場利用税として交付されている。

ゴルフ場利用税は、山林原野の中で一定の行政サービスを享受しながらゴルフ場が運営されている実情を踏まえて設けられた税であり、これまでゴルフ場開発における許認可やアクセス道路・ライフラインの新設などに協力し、また道路の維持管理、治水等の災害防止対策、ゴミ処理・不法投棄、水質調査等の環境対策といったゴルフ場特有の行政需要に対応している。

また、本市では、ゴルフの人口の増加に向けて、小学生を対象としたスナッグゴルフ大会の開催や義務教育学校において特色の一つとしてゴルフ部の開設など支援を通しゴルフの振興と地域に根差す産業としてのゴルフ場振興を積極的に行っているなか、地方の貴重な財源となるゴルフ場利用税を廃止することは、国において進めている地方創生の実現に逆行するものである。

よって、国においてはゴルフ場利用税がゴルフ場所在市町村にとって重要な財源であることを改めて認識いただき、今後も現行制度を堅持されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月30日

茨城県笠間市議会議長 飯田 正憲

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
総務大臣	高市	早苗	殿